

No. (年度)	事例、問題提起、困りごと	課題	運営会議（旧まちの課題整理プロジェクトチーム） としての見解	結果	カテゴリ
例	誰が何を困っているのか？ 〇〇が〇〇 〇〇という事例	〇〇という課題がある 〇〇が必要	誰が 何を いつ どのように	運営会議（旧まちの課題整理プロジェクトチーム）の見解を受けた結果、 〇〇部会による結果や協議会での議論の結果などを記載し、全体で共有する。	
23 (H25)	児童デイ保護者の茶話会から。障がい児に対する支援はサービス等を利用することで補えるが、反面親の支援については手が行き届かない。ただでさえ子育ては母親にとって大変なことなのに、障がいを持つ子どもを育てるのはそれ以上に困難さが生じるため。（相談5）	・障がい児の親に対する育児支援策が不足している。	【課題整理済】 ・健常児の兄弟への支援という側面。兄弟会がいくつかあるが、あまり知られていないのではないか？ ⇒10月29日に子ども部会事務局会議にて情報収集 さっぽろしつうまんじふほれんかくかい ・札幌市通園児父母連絡会における託児、グループカウンセラー、母親による支援等がある。 ・親支援、家族支援は難しい。報酬もない。 ・児童発達支援事業所における支援の幅や対応の差、という問題もある	【子ども部会見解】 事業所内相談支援加算が整ってきているため、その制度を使っていくことを進める。 育児発達支援のペアレントトレーニングを全事業所が行えるように子ども部会が勧める <u>※一定の改善が見られたため、一旦取組み終了。</u>	主：育児 副：個別的
64 (H26)	水頭症の乳幼児。何度もシャント術を行っているが、シャント不全を起こして入院を繰り返している。鼻腔からの経管栄養を行っている。母親は育児に対する不安と疲れがあるが、精神科を受診するほどではない。（相談）	医療的ケアが必要な乳幼児に対する居宅介護の支給決定基準について	【課題整理済】 難しいのは、3歳未満の子どもについての支給決定マニュアルを作成するには、子育ての基準を明確にしなければならぬ	・平成30年度より医ケア児自演検討会が設置。自立支援協議会子ども部会が事務局となって検討継続中。 ・子ども部会としても母子保健と連携して行っていくことを共有。 <u>※一定の改善が見られたため、一旦取組み終了。</u>	主：育児

No. (年度)	事例、問題提起、困りごと	課題	運営会議（旧まちの課題整理プロジェクトチーム） としての見解	結果	カテゴリ
れい 例	誰が何を困っているのか？ 〇〇が〇〇 〇〇という事例	〇〇という課題がある 〇〇が必要	誰が 何を いつ どのように	運営会議（旧まちの課題整理プロジェクトチーム）の見解を受けた結果、 〇〇部会による結果や協議会での議論の結果などを記載し、全体で共有する。	
51 (H26)	<65歳：身体障がい等で計画相談支援および地域定着支援を契約されている方の事例> 介護保険移行になると、比較的サービス量が減ってしまう傾向にあり、本ケースも同様にして利用可能な時間数が減ってしまった。上乗せでの障害福祉サービスも利用できなく、必要なサービスが公的に受けられなくなってしまう。不足分を有償ボランティアとなると、すでに有償ボランティアを頻回に利用しているため、所得の状況からも難しく、必要なサービスが受けられない。（相談20）	65歳で障害福祉サービスから介護保険サービスへ切り替わる、介護保険サービスへの移行で、利用できるサービス量が減ってしまい、これまで障害福祉サービスで対応できていた部分に実費負担が発生してしまうことで、本人にとって必要なサービスが提供されにくくなっている	【課題整理済】 ・就労A型は65歳までなので、B型に変更すると所得が減る→就労A型65歳未満要件は、社会情勢と矛盾するのでは？ ・介護保険との適応関係についての国通知があるので、現状と通知の整合性を図る ・訪問系サービスについて介護保険で不足の場合は障害福祉サービス支給決定可能 →古い上乗せ要件が生きている区と、そうでない区がある 介護保険のケアマネが障害福祉サービスを利用できないと判断してしまっている ⇒就労A型65歳未満要件について確認 介護保険と障害福祉サービス併用の全身性障がい要件ができた経過確認 ・相談支援部会事務局と市の担当課で話し合い予定	・札幌市の状況についてはNo.72のとおり。 【参考】 ・障がい者施策によるホームヘルプサービス（居宅介護・重度訪問介護）の上乗せについて（改正）【札幌第5946号／平成29年3月31日】により対象者要件緩和。 ・介護保険制度の利用者負担については、障害者総合支援法の改正（平成30年度施行）により、高齢障害者の介護保険サービスの利用者負担軽減措置を開始（対象者は限定）。 ・平成30年度制度改正により、就労継続支援A型の利用に係る年齢要件緩和。 ⇒65歳未満の者又は以下のいずれの要件にも該当する65歳以上の者 ○ 65歳に達する前5年間（入院その他やむを得ない事由により障害福祉サービスに係る支給決定を受けていなかった期間を除く）引き続き障害福祉サービスに係る支給決定を受けていた者 ○65歳に達する前日において就労移行支援又は就労継続A型の支給決定を受けていた者 ※一定の改善が見られたため、一旦取り組み終了。	主：介護 保険の移 行

No. 年次 (年度)	事例、問題提起、困りごと	課題	運営会議（旧まちの課題整理プロジェクトチーム） としての見解	結果	カテゴリ
れい 例	誰が何を困っているのか？ 〇〇が〇〇 〇〇という事例	〇〇という課題がある 〇〇が必要	誰が 何を いつ どのように	運営会議（旧まちの課題整理プロジェクトチーム）の見解を受けた結果、 〇〇部会による結果や協議会での議論の結果などを記載し、全体で共有する。	
63 (H26)	障害者総合支援法から介護保険に移行して介助時間数が減ってしまった。障害者総合支援法に基づく自立支援給付を利用していたが、65歳となり介護保険に移行になった。自立支援給付では、訪問看護等の医療は、サービスとは別枠であったが、介護保険ではサービス利用限度額に含まれるため、介助時間が減り訪問医療等が利用できなくなった。 具体的には ・就寝前の軟膏塗布の時間が取れなくなった。 ・入浴が週6回から5回になった。 ・家事支援の時間が少なくなった。 ・訪問看護、訪問リハビリが中止になった。（東区）	障がい者は、65歳になっても介護保険優先ではなく、障害福祉の制度を使えるようにしてほしい（利用者負担の観点からも）。 障がい者施策による、介護保険の上乗せに係る基準、対象者の範囲を拡大してほしい。	【課題整理済】51の見解と同じ ・障害福祉サービス上乗せ要件について、厚生労働省の平成19年資料には無いが、札幌市は全身性障がいと明記している。	・札幌市の状況についてはNo.72のとおり。 【参考】 ・障がい者施策によるホームヘルプサービス（居宅介護・重度訪問介護）の上乗せについて（改正）【札幌第5946号／平成29年3月31日】により対象者要件緩和。 ⇒上乗せ対象者は、以下の要件をすべて満たす者 （１）居宅介護等の対象となる障がい者であること （２）要介護1～5の認定を受けており、要介護度の変更が見込まれないこと （３）介護保険サービスを支給限度基準額の95%以上利用する予定であった、必要な時間数の不足が見込まれること ・介護保険制度の利用者負担については、障害者総合支援法の改正（平成30年度施行）により、高齢障害者の介護保険サービスの利用者負担軽減措置を開始（対象者は限定）。 <u>※一定の改善が見られたため、一旦取組み終了。</u>	主：介護 保険の移行 副：医療

No. (年度)	事例、問題提起、困りごと	課題	運営会議（旧まちの課題整理プロジェクトチーム） としての見解	結果	カテゴリ
れい 例	誰が何を困っているのか？ 〇〇が〇〇 〇〇という事例	〇〇という課題がある 〇〇が必要	誰が 何を いつ どのように	運営会議（旧まちの課題整理プロジェクトチーム）の見解を受けた結果、 〇〇部会による結果や協議会での議論の結果などを記載し、全体で共有する。	
72 (H27)	障害者総合支援法に基づく自立支援給付と介護保険制度との適用関係について 平成19年3月28日付けの厚生労働省通知が出ているにも関わらず、札幌市は平成12年3月24日付けの通知を基に現在も運用している。 そのため65歳になった障がい者は、かなり厳しく介護保険サービスを優先され、障害福祉サービスを利用していたときより、介護時間数が減る例が出ている。 また、介護保険サービスと障害福祉サービスの併給が可能な旨を知らされていないことが多い。 全身性の障害ではないが、65歳になった障がい者が札幌市（区役所）から何も説明がなく介護保険に移行し、障害福祉サービス利用のときより介護時間数が減った。 本人は時間数が減ったことに不満はあるが、制度のことなのでしょうがないと諦めている。 また、障害福祉サービス利用のときは、非課税世帯のため費用負担がなかったが、介護保険では生活保護世帯以外は1割負担になるため、生活費を切り詰めて費用を負担している状況で、本人は生活が厳しいと訴えている。（東区）	障害者自立支援法に基づく自立支援給付と介護保険制度の適用関係を、平成19年の通知に基づき変更し、障害者が介護保険利用前に必要とされていたサービス量が減ることのないよう適正に運用されるようにする。 厚生労働省から平成27年2月18日付で出された事務連絡「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく自立支援給付と介護保険制度の適用関係等に係る留意事項等について」を周知徹底してもらいたい。 また、介護保険に移行するときは、本人が納得されるように説明を行う。	【課題整理済】51の見解と同じ 同様の課題については、相談支援部会事務局と担当係の話し合いを提案中。 「サービスごとの支給量の凸凹」と「サービス提供事業所の指定」のバランスの課題なと、市の支給決定基準があるために、サービス等利用計画に意味がないことも課題。他のカテゴリの課題とあわせて一体的に市障がい福祉課の担当と話合いのほか、「さっぽろ障がい者プラン」の平成30年度改訂に向けての方向性（意図）について協議したい。	・札幌市の状況についてはNo.72のとおり。 【参考】 ・障がい者施策によるホームヘルプサービス（居宅介護・重度訪問介護）の上乗せについて（改正）【札幌第5946号／平成29年3月31日】により対象者要件緩和。 ・介護保険制度の利用者負担については、障害者総合支援法の改正（平成30年度施行）により、高齢障害者の介護保険サービスの利用者負担軽減措置を開始（対象者は限定）。 <u>※一定の改善が見られたため、一旦取組み終了。</u>	主：介護 保険への 移行

No. (年度)	事例、問題提起、困りごと	課題	運営会議（旧まちの課題整理プロジェクトチーム） としての見解	結果	カテゴリ
例	誰が何を困っているのか？ 〇〇が〇〇 〇〇という事例	〇〇という課題がある 〇〇が必要	誰が 何を いつ どのように	運営会議（旧まちの課題整理プロジェクトチーム）の見解を受けた結果、 〇〇部会による結果や協議会での議論の結果などを記載し、全体で共有する。	
14 (H24)	日常生活自立支援事業及び成年後見制度の活用による金 銭管理について、対象の柔軟な運用や制度を相談できる窓 口等の環境整備が必要。（東区14）	●成年後見制度による金銭管理を円滑に利用できるよう環境 整備を求める。 ●社会福祉協議会の日常生活自立支援事業による金銭管理を 円滑に利用できるよう環境整備を求める。 ●何らかの事情で制度利用できない方への金銭管理のしくみ を検討する。 ●権利擁護に関する専門の相談窓口を市域に設置する。 ●ピアカウンセリングに関する専門の相談窓口を市域に設置 する。	【課題整理済】 ・日自利用件数などのデータを共有したい～札幌市は利用者 が少ない？ 一他都市に、社協以外の金銭管理制度は無いかな？ 消費者センターを活用した仕組みでできないかな？ 社労士・行政書士等が金銭管理の仕組みを作っている所も あって、でも割に合わない。グループホームで金銭管理して いる所もあるが、グループホームが職能団体に依頼して契約 することができた方が良いのではないかな。 A福祉会で金銭管理のシステムを持っている。法人管理口座 と、本人管理口座を作っている。財産管理契約を本人と結ん でいて、H銀行との提携をしている。退所後も希望者には 行っている。法人単体でなく、札幌市としてのシステムにす る案案にできないかな？	【参考】 ・弁護士会が行っている高齢者・障がい者支援センター「ホッと」でも、 必要に応じて財産管理を行う「財産管理支援業務」がある。 <u>※一定の改善が見られたため、一旦取組み終了。</u>	主：日 自・後見
50 (H26)	<母子家庭の子ども。未成年の事例> これまで児童養護施設で金銭管理をしてもらっていた経 過で、経験がないため、金銭の自己管理に大きな不安を感 じていたため、社会福祉協議会へ制度利用を相談したが、 審査会で対象外の判断であった。グループホームでも長期 的な金銭管理を行っていく事には懸念があり、対応が難し いとのこと。（相談19）	利用できる金銭管理の公的な支援制度が、社会福祉協議会 の日常生活自立支援事業しかない。ただ、その事業対象者 も、判断能力の可否に関わる認知症や知的障がい者を主な事 業対象者としている。そのため、他の手帳不所持で診断を受 けている方、身体障がい者、精神障がい者、未成年の障がい 者等に対し、日常生活自立支援事業に類似するような金銭管 理に関わる支援制度がない。後見制度や未成年後見制度を利用 するには、日常生活自立支援事業利用費より費用が高い。 相談者の多くは比較的低所得者層であることから、法的な制 度は利用できる方が限られてしまう。	【課題整理済済】14の見解と同じ	・日常生活自立支援事業に関しては、ご本人達の状況に応じて対応を行っ ており、今後更なる普及啓発の予定がある。 ・成年後見に関しても、市民後見人制度の普及啓発も進めていく予定。 <u>※一定の改善が見られたため、一旦取組み終了。</u>	主：日 自・後見

No. (年度)	事例、問題提起、困りごと	課題	運営会議（旧まちの課題整理プロジェクトチーム） としての見解	結果	カテゴリ
れい 例	誰が何を困っているのか？ 〇〇が〇〇 〇〇という事例	〇〇という課題がある 〇〇が必要	誰が 何を いつ どのように	運営会議（旧まちの課題整理プロジェクトチーム）の見解を受けた結果、 〇〇部会による結果や協議会での議論の結果などを記載し、全体で共有する。	
24 (H25)	精神保健福祉手帳2級で福祉乗車証所持。家族からの仕送り と自身の障害年金で単身生活を送っている。身体介護の通院 介助を利用して内科受診をする際、介助者の交通費が半額で 良い場合と全額支払うように言われて戸惑っている。各バス会 社に確認したところ、重度の身体、知的の方は割引対象にな るが、精神の場合は一律割引対象にならない。通院にヘルパ ー介助が必要だが、ヘルパーの交通費負担が大きい。（相談6）	・精神障がいの方の交通機関の割引が身体障がい、知的障 がいの方たちと比べて不公平である。	【課題整理済】 差別解消法でも努力義務に該当すると思われる。 取り組みの可能性について、交通費助成の担当者と協議す る。 ばんけいバスは、精神保健福祉手帳で割引有（介助者含む） 交通局とじょうてつバスは、2種の介助者割引を実施	関係団体でも取組まれている状況があり、一旦終了とし、他の同様の課 題があれば再度検討とする。 【参考】 日本航空グループなど航空各社が国内線運賃の障害者割引を精神障害者にも 拡大することわかった。今後は顔写真付きの精神障害者保健福祉手帳を持 っていれば最大で半額になる。航空会社によって適用開始が異なるため確 認が必要（平成30年10月1日福祉新聞） ・2019年4月より、札幌市では精神障害者保健福祉手帳所持者及び同行の介 護人の地下鉄・路面電車の料金割引を開始。普通料金の半額となった。 <u>※一定の改善が見られたため、一旦取組み終了。</u>	主：社会 資源

No. (年度)	事例、問題提起、困りごと	課題	運営会議(旧まちの課題整理プロジェクトチーム)としての見解	結果	カテゴリ
例	誰が何を困っているのか？ 〇〇が〇〇 〇〇という事例	〇〇という課題がある 〇〇が必要	誰が何をいつどのように	運営会議(旧まちの課題整理プロジェクトチーム)の見解を受けた結果、 〇〇部会による結果や協議会での議論の結果などを記載し、全体で共有する。	
31 (H25)	〇札幌市HP元気さーちなどがあるが、その情報提供と周知が不足していると思われるため、広報さっぽろ等を活用しもっとアピールをしてほしい。 〇またパソコンを上手く利用できない知的障がい者の方が情報を受ける方法を検討してほしい。(手稲区2)	●障がい福祉サービス事業所の情報不足 ●特に入居、居住系の情報が少ない。 ●本人、家族、支援者にとっての情報不足。	【課題整理済】No.71と関連(同カテゴリ) 各地域部会で、元気さーちの周知と更新の依頼を発信するキャンペーンを行う。	【参考】 ・障害者総合支援法の改正(平成30年度施行)により、障害福祉サービス等の情報公開制度が創設。 ・共同生活住居一覧を札幌市のホームページで公開。 ・グループホームの元気さーちの更新頻度は課題が提出された平成25年度よりは増加傾向となってきた。 ・運営会議(H30.7.31)にて新たに「情報保障」という課題カテゴリが設置された。 <u>※一定の改善が見られたため、一旦取組み終了。</u>	主：社会資源 副：情報保障
32 (H25)	〇ボランティアの募集に対してもっとアピールを行ってほしい。 〇情報提供の方法も検討してほしい(広報さっぽろや社会福祉協議会など他の媒体も活用しもっとアピール)(手稲区3)	●ボランティアの不足 ●高齢分野に人が流れてしまう傾向が強いので、障がい分野においてのボランティア活動に向けてのPRが不足している。	【課題整理済】 社会福祉協議会に、障がい領域のボランティアの状況を確認する。 現在は、ぬくもりサポート事業が全市に拡大している。 社会福祉協議会で、養成講座や研修会を開催している。 ほっ・とプラザ(地域支え合い有償ボランティア事業協力会員登録説明会) エブロンサービス(子育て中の有償ボランティア 700円/時)	<u>※一定の改善が見られたため、一度取組み終了。</u>	主：社会資源

No. (年度)	事例、問題提起、困りごと	課題	運営会議（旧まちの課題整理プロジェクトチーム） としての見解	結果	カテゴリ
例	誰が何を困っているのか？ 〇〇が〇〇 〇〇という事例	〇〇という課題がある 〇〇が必要	誰が 何を いつ どのように	運営会議（旧まちの課題整理プロジェクトチーム）の見解を受けた結果、 〇〇部会による結果や協議会での議論の結果などを記載し、全体で共有する。	
54 (H26)	相談室が紹介して利用を開始した児童発達支援について、子供の保護者や関係者から、専門性の無さを指摘する声があがっている。相談室に新規立ち上げの挨拶に来る事業所は多いが、紹介する側の責任もあり、難しく感じている。（相談22）	当相談室から紹介して利用開始があった複数の児童発達支援について、力量不足の声が聞かれる。どれも新規開業した事業所である。利用者の通っている保育園からの指摘もあった。 ⇒事業者指定のあり方についての課題に限る	【課題整理済】 ・障害福祉計画上の目標値に達した時点で指定をしないことについて、担当者へ打診。（名古屋市では、就労継続支援A型の新規指定申請について、収支による給与支払を重点的に確認している） ・子ども部会へ、情報提供と対応を依頼 ・No.66と関連あり（カテゴリは異なる）	障害児通所支援の指定（総量規制）については、障害者総合支援法の改正（平成30年度施行）により、障害児のサービス提供体制の計画的な構築が創設。（ただし、都道府県障害児福祉計画が基準となる） ・子ども部会でも研修を実施していく予定。 <u>※一定の改善が見られたため、一旦取組み終了。</u>	主：社会 資源

No. (年度)	事例、問題提起、困りごと	課題	運営会議(旧まちの課題整理プロジェクトチーム)としての見解	結果	カテゴリ
れい 例	誰が何を困っているのか? 〇〇が〇〇 〇〇という事例	〇〇という課題がある 〇〇が必要	誰が 何を いつ どのように	運営会議(旧まちの課題整理プロジェクトチーム)の見解を受けた結果、 〇〇部会による結果や協議会での議論の結果などを記載し、全体で共有する。	
58 (H26)	50歳代・女性・難病 麻痺の人や車いすの人が日中活動等に参加を希望しても バリアフリー対応の事業所が少ない。パソコンを覚えたい と希望があり訪問のPC講習を検討するが、他者との交流 の意味でも日中活動の利用は有効と思われる。(相談26)	バリアフリーの事業所の数が少ない	【課題整理済】 ・就労支援推進部会が、事業所のバリアフリーや介助等につ いてのアンケート調査を、就労継続支援事業(A型・B型) と就労移行支援事業、地域活動支援センターを対象に実施。 結果を公表。	就労支援推進部会として、就労移行支援、就労継続支援A型/B型、地域活動 支援センターに対して、平成29年1月に事業所バリアフリーアンケートを行 い、札幌市のホームページに掲載。 http://www.city.sapporo.jp/shogaifukushi/tiikijiritusien/syurou2. ht ml ※一定の改善が見られたため、一旦取組み終了。	主：社会 資源
71 (H27)	特別支援学校等の進路担当教諭が進路選択時に、事業所 の具体的な情報を幅広く得ることが難しく、生徒や保護者 の選択肢を広げにくい。 元氣さーちを見ても事業所の現状がわからない。 (中央区)	【課題】 元氣さーちの情報が更新されていない。知りたい情報が載っ ていない。 【中央区部会からの提案】 ①元氣さーち更新強化キャンペーン～事業者・利用者のメ リットPRし各事業所での更新を促進 ②項目の見直し～わからない人が見てイメージが付きやすい 項目の検討。 ※グループホームの項目については、中央区部会で行って いる住まいの課題検討と合わせて、礼精援協等と協議しながら 整理し提案できる。 ③元氣さーちの更新を外注して一括で行う～元氣ジョブの活 用(事業所毎の更新が進まない場合)	【課題整理済】No.31と関連(同カテゴリ) ・地域部会などでの、元氣さーち周知と活用発信のお願い をする。 →「中央区の例」を添えて、「利用者が困ってます」を伝え る。 ⇒いくつかの地域部会からの通知文等に、元氣さーち周知と 活用について掲載されている。	障害者総合支援法の改正(平成30年度施行)により、障害福祉サービ ス等の情報公開制度が創設。 ※一定の改善が見られたため、一旦取組み終了。	主：社会 資源

No. 年次 (年度)	事例、問題提起、困りごと	課題	運営会議 (旧まちの課題整理プロジェクトチーム) としての見解	結果	カテゴリ
例	誰が何を困っているのか？ 〇〇が〇〇 〇〇という事例	〇〇という課題がある 〇〇が必要	誰が 何を いつ どのように	運営会議 (旧まちの課題整理プロジェクトチーム) の見解を受けた結果、 〇〇部会による結果や協議会での議論の結果などを記載し、全体で共有する。	
98 (H29)	障害福祉サービスについて問い合わせがあると、その都度「元気さーち」を利用し、空きや住所などを調べているが、使い勝手がもっと良くなるとありがたいと常々感じている。【相談】	【課題】 元気さーちの更新や使い勝手などの改良について 【考えられる解決策】 〇例えばヘルパーであれば、マッチングサイトのようなものがあるとありがたい。住所や日時などの条件を見た事業所から返答があるような方式。 〇交通の便なども検討材料になると思うので、地図がリンクされるなど。 〇元気さーちの使い勝手を考えるプロジェクトチームの編成？ 〇更新の意識付けやお金をかけて専門の業者に更新を依頼する。 〇必要な項目の見直しと使いやすさについての検討。 〇相談支援事業所のケース受け入れ確認のように月一で確認。 〇地活や作業所の情報も掲載していったらどうか。	【課題整理済】 ・住まいという観点からというところ、グループホームの空き情報がわかれば良いという意見もある。ただ、情報は法人全体で出しているので、事業所毎の状況はわからないことがある。問い合わせでも空いていないということあり、使いやすい仕組みを考えることが必要。 ・就労事業所関係はインターネットで事業所を検索して探している人が多い。そのため、事業所側は、ホームページに力を入れているところも多い。 ・児童関係のサービスについては使っていない保護者が多い。学校や保健師からの情報でつながっている。 ※住まいに関するすることについては、住まいに関するプロジェクトでも検討していく。 ※住まい以外の内容については、他の部会等で意見交換を進めていく。	・障害者総合支援法の改正（平成30年度施行）により、障害福祉サービス等の情報公開制度が創設。 ⇒WAM-NET 障害福祉サービス等情報検索 https://www.wam.go.jp/sfkohyoout/COP000100E0000.do <u>※一定の改善が見られたため、一旦取組み終了。</u>	主：社会資源

No. 年次 (年度)	事例、問題提起、困りごと	課題	運営会議(旧まちの課題整理プロジェクトチーム)としての見解	結果	カテゴリ
れい 例	誰が何を困っているのか？ 〇〇が〇〇 〇〇という事例	〇〇という課題がある 〇〇が必要	誰が 何を いつ どのように	運営会議(旧まちの課題整理プロジェクトチーム)の見解を受けた結果、 〇〇部会による結果や協議会での議論の結果などを記載し、全体で共有する。	
110 (R2)	精神保健福祉手帳申請中のケース。 本人が元気さ一ちでA型事業所を探し、見学後に応募するが、「HW(ハローワーク)からの紹介状が必要」と事業所側から言われる。その後HW(ハローワーク)へ行くことになるが、『手帳取得→求人登録→紹介状』という流れの説明を受ける。手帳の進捗状況を確認のため、区役所に連絡すると、「ハローワークからの紹介状がなくても就労継続A型の利用は可能」という説明を受ける。再度、A型事業所へ連絡を入れ、区役所の説明を伝えたところ、「ハローワークの紹介状は必須」と言われ、結局面接を受けることはできなかった。 本人からは、「A型事業所がハローワークの紹介状を求めていることをはじめ、機関(HW、区役所)の異なる説明について、混乱と同時に疑問が残った」との意見があった。 【相談】	1、A型事業所が特開金(特定求職者雇用開発助成金)欲しさにハローワークからの紹介状を求めることは相談支援業界では暗黙の了解になっているが、①ハローワーク、②区役所、が制度をどこまで理解できているのか疑問。「雇用」と「福祉サービス」という二つの観点から利用者に説明ができれば、利用者が混乱しないのではないか。 2、A型事業所側のメリットとして、HWの紹介状を面接条件にするのであれば、見学する前に事前に条件を提示するとスムーズではないか？また、事業所都合であれば、事業所側にその説明責任はないのか？ ⇒※補足1：情報公表制度の項目を確認したが、上記2の説明責任に当る項目は見当たらない。 ⇒※補足2：特開金の是非を課題としている訳ではなく、障がい当事者にわかりやすく正しい情報が行き渡るためにはどのような工夫や取り組みが必要かということを課題としている。 【令和2年2月4日相談支援部会定例会でも議論】 ・利用者に正しい情報が正しく伝わるようにしていくことが望ましい。ハローワークや就労事業所に関わることで、就労支援推進部会でも課題を取り上げてもらえないか提案する。	【課題整理済み】 【令和2年度 第4回運営会議(令和2年9月・書面会議)】 ・就労支援推進部会で検討することで決定。	【令和3年3月24日協議会運営会議(リモート会議)】 就労支援部会からの回答 ・ハローワーク求人票が出ている事業所でも「ハローワークを通さなくて良い」というところがある現状について ⇒対応は事業所による。あくまで個々の各事業所の判断によるため、直接事業所に聞くのが一番良い。 ・区役所の理解について ⇒区役所の方は行政が判断していただくということではない。 上記、就労支援推進部会からの回答を相談支援部会で共有することになる。 ⇒令和3年6月相談支援部会定例会にて上記就労支援部会からの回答を共有済み。 ※一定の改善、及び共有が見られたため、一度取組終了。	主：労働

No. (年度)	事例、問題提起、困りごと	課題	運営会議（旧まちの課題整理プロジェクトチーム） としての見解	結果	カテゴリ
れい 例	誰が何を困っているのか？ 〇〇が〇〇 〇〇という事例	〇〇という課題がある 〇〇が必要	誰が 何を いつ どのように	運営会議（旧まちの課題整理プロジェクトチーム）の見解を受けた結果、 〇〇部会による結果や協議会での議論の結果などを記載し、全体で共有する。	
84 (H28)	17歳養護学校高等部3年生。誕生日前だが夏休みに生活介護を体験利用したいために申請。通常の流れで区分認定も誕生日前に行い、決定時から3年間の支給決定がされる予定だった。 在籍養護学校進路指導部の先生から連絡。 昨年の卒業生で夏休みの体験時から相談支援事業所で計画作成してくれたが、学校としては卒後の行先が確定して、卒業前の12月、1月頃に移行会議を行いたくて相談支援事業所に連絡したところ、計画の担当者会議の時期ではないので参加しない、と断られたという事。 制度だけで考えると確かに移行会議に参加する必要もなく、参加したところで報酬請求もできない。 また、就労移行支援、就労継続支援A型、自立訓練は暫定支給決定期間があるのでこのような問題は起きづらいと思われるが、生活介護だけ暫定支給決定期間がなく3年間の支給決定がされてしまうため、大きなズレが生じてしまう。 また、道教委？で決めた新卒者は誕生日に関わらず11月1日から申請というルールも全く意味をなさない。加えて、夏休みに計画作成をして、新規の場合当初3か月モニタリングの計画をたてたとしたら、実際に利用していないにも関わらず3か月間モニタリングをして報酬請求できてしまう。計画の意味もなく、現実的ではないと思われる。 ざいぐくじ せいじんさーびす しゃくけつてい るーる 在学時には成人サービスの支給決定をしないというルールにも反する。【相談】	【課題】 高等部3年生の生活介護体験利用時の支給決定期間について 【考えられる解決策】 - 札幌市として高等部3年生の在学時の支給決定ルールをもう少し整理した方が良い。 - 体験利用時の決定は、翌年2月末までなどにし、卒業後の正式利用時の支給決定を分けて決定したらどうか？ 【補足情報】 - 実際には、区と調整して、2月で有効期間を区切ってもらった 11/1の一斉申請ルールも、体験利用があれば意味が無くなっている 【同様のケース】 - そもそも今の札幌市のモニタリング期間に意味が無いのでは～新規3か月は重要 - モニタリング期間を柔軟に設定してもらっているケースもある	【課題整理済】 訓練等給付は暫定支給だが、生活介護は3年間の支給決定。 11/1から申請できるルールも体験利用があると11/1以前の申請となってしまうので見直しを。 さっぽろし しゃくしんさきじけん かんけい かいだい 札幌市の支給審査基準に関係する課題。 相談以外にも役割分担が必要。 『さっぽろ障がい者プラン』の平成30年度からの改定に向けて、『年間活動報告』で重点項目を示す。 そうだんしえんがかい ちいきしえんいん ちいきしんだん おこな よてい 相談支援部会では、地域支援員が地域診断を行う予定なので、報告したい。 ⇒平成31年4月現在のところ、相談支援部会地域支援員会議にて、統一した地域診断が行われたという経過はない。	※一定の改善が見られたため、一度取組み終了。	主：制度 (市域)

No. (年度)	事例、問題提起、困りごと	課題	運営会議（旧まちの課題整理プロジェクトチーム） としての見解	結果	カテゴリ
れい 例	誰が何を困っているのか？ 〇〇が〇〇 〇〇という事例	〇〇という課題がある 〇〇が必要	誰が 何を いつ どのように	運営会議（旧まちの課題整理プロジェクトチーム）の見解を受けた結果、 〇〇部会による結果や協議会での議論の結果などを記載し、全体で共有する。	
85 (H28)	重度訪問介護を利用している単身寝たきり（原疾患脳性まひ）の女性。生活保護受給。尿カテーテルも常時留置、褥瘡もあることから訪問看護も定期だけでなく緊急対応が多い。 もともとまっとうです。おーばーでーぶる。車いすなど現状には合っていない状況もあり、新規購入を２年前から進めているが、認知機能の低下、知的能力の低さ、こだわりもあって本人拒否で購入できません。 ６５歳の誕生日を機に介護保険に移行して福祉用具のレンタルで導入しようと考えたが、介護保険単位数の９０％以上利用かつ５０％以上が訪問介護という札幌市ルールだと、訪問看護の緊急訪問ができなくなってしまう、生命に関わることから、何度も区保健福祉課、保護課とも協議をして結局介護保険に移行せずに障害福祉サービスを使い続けるという事に。 福祉用具については北海道心身障害者扶養共済（収入認定されないお金）が貯まっていたことから、ようやく本人も購入することに納得し導入に至る。しかしながら、使えない介護保険のために今後保険料は払い続けなければならない。将来的に施設入所した時のための介護保険料であれば、在宅を支えるサービスにならない。【相談】	【課題】 ６５歳時の介護保険移行について 【考えられる解決策】 ・札幌市の上乗せ要件の見直しをしてほしい。 ・たまたま事例の人はお金があったので福祉用具を購入できたが、保護課でも福祉用具に支給できる物品が限られているため、きちんと体に合った福祉用具を揃えることができない人が大勢いるのではないと思われる。そのために体調悪化してしまうことも考えられる。 【補足情報】 ・札幌市ルールは平成１２年の国通知からで古いもの 【同様のケース】 ・褥瘡２度以上で65才以上だと、訪問看護を医療保険で使えるのでは？ ・介護保険に移行できない時に障害で支給することあるが、国の監査で指摘されるともうできなくなるので、危うい。なので、制度を見直す方向で働き掛ける必要はある。 ・介護保険の第２号で生活保護でも、65才で介護給付に移行していないケースもある	【課題整理済】８４の見解と同じ 介護保険の上乗せ要件について、札幌市はずっと古い基準。 緊急時の対応も難しいので、介護保険料を払いながら、障害のサービス利用している。 特に肢体不自由の場合の上乗せ要件が厳しくなっている。 市議会でも市長が改善しようかなと言っている段階。 介護保険への移行を進めたいのは、65才を境に市の負担が倍位違う。 国の事務連絡では、個人の状況によると柔らかく書いている。 予算のこともあるので、札幌市としては変えられていない。 いわゆる65才問題については、まとめて考えないといけない。	【参考】 ・障がい者施策によるホームヘルプサービス（居宅介護・重度訪問介護）の上乗せについて（改正）【札幌第5946号／平成29年３月31日】により対象者要件緩和。 <u>※一定の改善が見られたため、一旦取組み終了。</u>	主：制度 （市域）

No. 年次 (年度)	事例、問題提起、困りごと	課題	運営会議（旧まちの課題整理プロジェクトチーム） としての見解	結果	カテゴリ
れい 例	誰が何を困っているのか？ 〇〇が〇〇 〇〇という事例	〇〇という課題がある 〇〇が必要	誰が 何を いつ どのように	運営会議（旧まちの課題整理プロジェクトチーム）の見解を受けた結果、 〇〇部会による結果や協議会での議論の結果などを記載し、全体で共有する。	
94 (H28)	33歳 女性 療育A 自閉症 計画相談を行い、居宅サービスを利用しての一人暮らし。 不眠による生活リズムが乱れはじめ、居室内でのアセスメント及び指示書の変更が必要。 また、感覚が過敏になりつつある。 厚生労働省では計画相談支援を利用しての強度行動障害の支援に関して、行動援護指示書作成に当たり自宅内でのアセスメントが可能との返答だが、札幌市としてはこの利用に関しては利用は認めていないとのこと。 根拠としては右記にある定義および厚生労働省からのQ&A【相談】	【課題】 計画相談支援を利用しての自宅内での行動援護指示書作成について 【考えられる解決策】 行動援護の定義 行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護 外出時における移動中の介護 排泄および食事等の介護その他の行動する際に必要な援助 ※具体的には予防的対応・制御的対応・身体介護的対応 平成27年3月31日付 平成27年度障害福祉サービス等制度改正に関するQ&A 【同様の事例】 重度訪問介護と居宅介護の併給を、平成18年の国のQ&Aで認めているが、札幌市としては認めていないというケースが複数あり。	【課題整理済】 自宅内での行動援護提供を札幌市が運用上認めていないが、 認めても良いのでは？ 札幌市が国のQ&Aのとりの運用をしていない理由を確認。 <u>※一定の改善がみられたため、一旦取組み終了。</u>	・2017/6運営会議で、札幌市担当者より、国の見解と同様の運用をしている旨の説明有り。 <u>※一定の改善がみられたため、一旦取組み終了。</u>	主：制度 (市域)

No. (年度)	事例、問題提起、困りごと	課題	運営会議（旧まちの課題整理プロジェクトチーム） としての見解	結果	カテゴリ
れい 例	誰が何を困っているのか？ 〇〇が〇〇 〇〇という事例	〇〇という課題がある 〇〇が必要	誰が 何を いつ どのように	運営会議（旧まちの課題整理プロジェクトチーム）の見解を受けた結果、 〇〇部会による結果や協議会での議論の結果などを記載し、全体で共有する。	
95 (H28)	48歳、女性、特発性大腿骨頭壊死症、うつ病。精神障害者保健福祉手帳2級。 難病症状悪化に伴って一人で歩くことや重たいものを持つことが困難になり、自分自身で買い物へ行きたいという思いから移動支援を申請。 しかし身体障害者手帳を所持していないため要件に該当せず。 精神障害者保健福祉手帳を所持していたため精神での申請を行ったがそちらも該当せず、結果申請取り下げすることとなった。 現在は家事援助にて買い物代行をヘルパーに依頼して生活しているが、やはり「自分で買い物に行きたい」という希望は持たれている。 現状では身体障害者手帳要件にあらず、しかし病状は悪く、両足付け根の痛みが強いため外出はままならないといった状況で生活を送られている。【相談】	【課題】 難病の方の移動支援申請に関して 【考えられる解決策】 平成25年4月より障害者総合支援法に定める障害児・者の対象に難病等が加わり、障害福祉サービスの対象になったことから、今後は移動支援事業においても身体、知的、精神のみの対象者要件から、難病を加えての対象拡大を検討していく必要性があると感じた。 【同様のケース】 手帳があっても、四肢体幹の記載が無いというケースある。手帳を取得するにも時間がかかると今が困る。	【課題整理済】 難病は障害福祉サービスの対象なのに、市の地域生活支援事業の対象になってない。加えて、手帳のない発達障害の方も移動支援の利用ができない。 難病の団体から同様の要望は出ていないのか？難病の方にニーズ調査もした方が良いのではないか。（障がい者プランに の審議会には、難病領域からの参加を予定している） 難病連等と課題を共有し意見を聞く。 市の担当者からヒアリングやミニレクチャーをいただけないか依頼。 ⇒難病連より、同様のケースの課題を整理することができれば、難病連から運営会議で話をすることは可能との回答あり。（2017/5運営会議） ・2017/6運営会議で札幌市担当者より説明有り。	【参考】 ・移動支援事業における対象者拡大及び移動支援ガイドランの改訂について（通知）【札幌第3号／平成30年4月2日】により、難病者児に対象者拡大。 <u>※一定の改善が見られたため、一旦取組み終了。</u>	主：制度 （市域）
57 (H26)	びえーせいでりょう PA制度の利用にあたり在宅にて1時間以上、重訪の利用をしなければならない。1ヶ月以上入院が必要な際には一時退院が必要となる。病院も1泊だけでは退院とならないとの事で2泊以上が必要、今回は胃瘻設置の手術で医療的が必要になったため簡単に在宅に戻ってヘルパーを利用して生活とはならない。（相談25）	にゅういんに 入院時のPA制度の利用について	【課題整理済】（カテゴリ変更による） ・制度確認の結果、重度訪問介護について、現状では「居宅で」とされている。	※障害者総合支援法の改正（平成30年度施行）により、重度訪問介護の訪問先の拡大がされる（区分6のみ）。区分4、5の方は状況変わらないが、どのくらい対象となる方がいるかは不明。 <u>※一定の改善が見られたため、一旦取組み終了。</u>	主：制度 （国域）

No. (年度)	事例、問題提起、困りごと	課題	運営会議（旧まちの課題整理プロジェクトチーム） としての見解	結果	カテゴリ
れい 例	誰が何を困っているのか？ 〇〇が〇〇 〇〇という事例	〇〇という課題がある 〇〇が必要	誰が 何を いつ どのように	運営会議（旧まちの課題整理プロジェクトチーム）の見解を受けた結果、 〇〇部会による結果や協議会での議論の結果などを記載し、全体で共有する。	
75 (H27)	平成24年から、「地域相談支援給付」が始まり、これまで精神障害領域では主治医からの推薦などで地域移行対象者を決定していた仕組みから、本人が行政の窓口で「地域移行支援」の申請を行い支給決定がされれば、地域移行の対象となることになった。 ただ、地域移行支援の利用者は増えることなく、長期に入院している精神障害者のうち約半数が65歳を超えて、死亡退院も少なくない。 精神科病床から地域へ生活の場を移したいと希望する方の想いの実現や、退院を自己決定できるための支援があれば地域移行したいと希望する方への専門領域を越えたアプローチが必要。 精神障害以外の領域でも、地域移行に向けた取り組みが必要。（相談）	地域移行支援 厚生労働省が示している資料を参考に、「地域移行部会」などを設置し、地域移行推進のために専門領域を越えた協議、検討を行っていく。	【課題整理済】 精神科病院からの地域移行についてのプロジェクト設置を全体会に提案し、精神障がい者地域生活移行推進プロジェクトチームを設置。 入所施設からの地域移行課題残る ⇒身体障がい者・知的障がい者地域生活移行推進プロジェクトチーム設置	・精神障がい者地域生活移行推進プロジェクトチームは、平成30年度末で終結。今後は平成32年度までに設置予定の精神障がい者の地域包括ケアシステムの協議の場にて課題検討を継続。 <u>※一定の改善が見られたため、一旦取組み終了。</u>	主：地域 移行推進
21 (H25)	共通の趣味・興味・バンド、ガンダム、歴史等）を楽しめる居場所を探したいと思っても、情報を見つけれなかったり、あっても選抜できる程サークル数がない。特に仕事か休みの土・日・祝日に活動しているサークルがない。（複数事例） 発達障がいが強くて、一般の人のサークルに馴染みづらい人の場合。（相談3）	・参加できるサークルの数自体が少ない。 ・サークル情報の集約がされていない。	【課題整理済】 個別的な課題要素が強く、障がい福祉で対応が可能だろう か、自立支援協議会として取り扱う事案としては難しいという意見が出ていた。一方で趣味・特技の情報について、事業所からお伝えするという対応になるのではという形で相談支援部会に課題を戻すことにする。 また、地域部会連絡会で、各地域部会へも課題を投げかけ、各地域での趣味・余暇活動の情報について確認をする。 ※地域部会連絡会（平成29年7月6日） 余暇活動情報の集約については、区民センターにサークルがあるとの話も出たが、各地域部会へも持ち帰り取り組みそうであれば、できることを実行していく。地域部会連絡会で経過の共有をすることとした。 ※相談支援部会定例会（平成29年6月28日） 課題が運営会議から相談支援部会へということについて報告	【地域部会連絡会】 情報があればその都度連絡会の場で情報共有している。 <u>※一定の改善が見られたため、一旦取組み終了。</u>	主：個別 的
2 (H24)	事業所で製作している製品の売り上げ向上、販路拡大等に関する困りごと。（東区2）	東区地域部会の取り組みとして、販売促進手段の検討や成功事例の勉強会を行う。		【部会内に解決済み】	

No. (年度)	事例、問題提起、困りごと	課題	運営会議（旧まちの課題整理プロジェクトチーム） としての見解	結果	カテゴリ
例	誰が何を困っているのか？ 〇〇が〇〇 〇〇という事例	〇〇という課題がある 〇〇が必要	誰が 何を いつ どのように	運営会議（旧まちの課題整理プロジェクトチーム）の見解を受けた結果、 〇〇部会による結果や協議会での議論の結果などを記載し、全体で共有する。	
10 (H24)	※個別ケース及び東区地域部会内での取り組みのため詳細は記載ません(東区10)	個別ケースとして、行動援護を利用できることがわかり一旦終結。		【部会内にて解決済み】	
12 (H24)	※個別ケース及び東区地域部会内での取り組みのため詳細は記載しません(東区12)	支援者の知識向上のため、生活保護制度についての研修を行う。		【部会内にて解決済み】	